別表一（一）　各事業年度の所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	事業種目		※税務署処理欄	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額	円		
納税地	電話（　）　－	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等		
		同非区分	特定同族会社 / 同族会社 / 非同族会社		
（ふりがな） 法人名		一般社団・財団法人の区分	非営利型法人 / 普通法人		
		経理責任者自署押印			
（ふりがな） 代表者自署押印		旧納税地及び旧法人名等			
代表者住所		添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		

平成　年　月　日
平成　年　月　日　事業年度分の　申告書　（中間申告の場合の計算期間　平成　年　月　日　平成　年　月　日）

所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）		1	円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額（45）	16	円
法人税額（36）又は（37）		2			中間納付額（14）－（13）	17	
法人税額の特別控除額（別表六（六）「27」＋別表六（七）「16」＋別表六（八）「19」＋別表六（十）「23」＋別表六（十一）「23」＋別表六（十二）「22」＋別表六（十三）「32」＋別表六（十四）「24」＋別表六（十五）「22」＋別表六（十六）「25」＋別表六（十七）「15」＋別表六（十八）「16」＋別表六（十九）「22」＋別表六（二十）「13」＋別表六（二十一）「24」＋別表六（二十二）「12」）		3			欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18	外
差引法人税額（2）－（3）		4			計（16）＋（17）＋（18）	19	外
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		5		この申告が修正申告である場合	この申告前の所得金額又は欠損金額	20	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額（別表三（二）「24」＋別表三（二の二）「25」＋別表三（三）「20」）	6			この申告前の課税土地譲渡利益金額	21	
	同上に対する税額（38）＋（39）＋（40）	7			この申告前の課税留保金額	22	
留保金	課税留保金額（別表三（一）「39」）	8			この申告前の法人税額	23	
	同上に対する税額（別表三（一）「47」）	9			この申告前の還付金額	24	外
法人税額計（4）＋（5）＋（7）＋（9）		10			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額（（15）－（23））若しくは（（15）＋（24））又は（（24）－（19））	25	外
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		11			欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七（一）「4の計」＋（別表七（二）「9」若しくは「21」又は別表七（三）「10」））	26	
控除税額（（（10）－（11））と（43）のうち少ない金額）		12			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金（別表七（一）「5の合計」）	27	
差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）		13			この申告が修正申告である場合の申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	28	
中間申告分の法人税額		14			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	29	
差引確定法人税額（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、（17）へ記入）（13）－（14）		15					
法人税額の計算	中小法人等の場合の法人 / その他の法人	(1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	30	円	（30）の15％相当額	34	円
		(1)のうち年800万円相当額を超える金額（1）－（30）	31		（31）の25.5％相当額	35	
		所得金額（1）（30）＋（31）	32		法人税額（34）＋（35）	36	
		所得金額（1）	33		法人税額（（33）の25.5％相当額）	37	
土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額（別表三（二）「27」）		38	円	土地譲渡税額の内訳 土地譲渡税額（別表三（三）「23」）	40	円
	同上（別表三（二の二）「28」）		39				
控除税額の計算	所得税の額（別表六（一）「6の③」）		41	円	決算確定の日	平成　年　月　日	
	外国税額（別表六（二）「16」）		42		残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成　年　月　日	
	計（41）＋（42）		43		還付を受けようとする銀行又は郵便局名		
	控除した金額（12）		44				
	控除しきれなかった金額（43）－（44）		45				

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表一（一）の表を次のように改める。

別表一の記載要領第四号ニ中「(同法」を「(所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「若しくは第42条の11第５項」を「、第42条の11第５項」に、「法人税額）又は」を「法人税額）若しくは第42条の12の３第５項（連結納税の承認を取り消された場合の特定中小企業者等の経営改善設備に係る法人税額）又は」に改め、同号(2)中「別表六（二十一）」を「別表六（二十四）」に改め、同第五号(2)中「「控除税額（((10)－(11))と(44)のうち少ない金額）(12)」」を「「控除税額（((10)－(11))と(43)のうち少ない金額）(12)」」に改め、同第九号及び第十号を削る。